

第33回 安来市農業委員会議事録

平成29年3月21日 午後2時00分 第33回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 小林 智弘君	2番 安松 智君	3番 青藤 治道君	4番 大櫃 和則君
5番 板垣 裕志君	6番 藤原 明紀君	7番 秋間千枝子君	8番 増田 和夫君
9番 北川 正幸君	10番 伊藤 聡彦君	11番 山本 朝來君	12番 長谷川雅博君
13番 新田 里恵君	14番 根來 茂樹君	15番 永田 正満君	16番 塩見 秀雄君
17番 富田由美子君	18番 谷川 忠美君		20番 田邊チカ子君
22番 板金 悟君	23番 渡邊 克実君	24番 小川 聡君	25番 岩田 繁樹君
26番 佐々木吉茂君	27番 山崎 雅三君	28番 加藤 昭彦君	29番 宮本 重徳君
30番 福田 渉君	31番 岡田 一夫君	32番 吉村 正君	33番 小藤 昇君
34番 渡邊 憲治君	35番 齋藤 哲君	36番 田中 通夫君	37番 渡辺 和則君

2. 欠席委員

19番 妹尾 茂君

3. 出席事務局

竹内 章二君 細田 正樹君 兒玉 尚子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 3月21日 1日
日程第 3	議第132号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第133号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5	議第134号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 6	議第135号 下限面積(別段の面積)の設定について
日程第 7	報第141号 農地法第18条の規定による通知について
日程第 8	報第142号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第33回安来市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。
それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表・全員協議会資料であります。ご確認をお願いします。
初めに、田中会長のあいさつをお願いいたします。

議長：田中 通夫君

【挨拶】

議長：田中 通夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第

3 3 回安来市農業委員会の会議を開催します。

議 長：田中 通夫君
欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君
1 9 番 妹尾委員です。

議 長：田中 通夫君
日程第 1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第 1 3 条により 3 0 番 福田委員、3 1 番 岡田委員を指名いたします。

議 長：田中 通夫君
日程第 2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日 1 日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：田中 通夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日 1 日と決定いたしました。

議 長：田中 通夫君
日程第 3 議第 1 3 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君
2 ページをご覧ください。議第 1 3 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第 1 0 条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて 3 ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第 3 条の許可申請は、6 件で、全て 所有権移転 に関する案件です。内容につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1 番は、贈与による受贈のための所有権移転に関する案件で、農地法第 3 条第 2 項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は徒歩で 2 分、必要な農機具は、田植機、バインダー、トラクター、ハーベスターを各 1 台所有しています。また、労働力は本人と妻の 2 人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

2 番は、自作地相互の交換のための所有権移転に関する案件で、農地法第 3 条第 2 項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は車で 2 分、必要な農機具は、田植機、トラクター、乾燥機を各 1 台所有しています。また、労働力は本人と妻の 2 人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

3 番は、2 番の相手方で、自作地相互の交換のための所有権移転に関する案件で、農地法第 3 条第 2 項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は車で 2 分、必要な農機具は、トラクター、コンバイン、田植機各 1 台所有しています。また、労働力は本人と妻、子の 3 人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

4 番は、贈与による受贈のための所有権移転に関する案件で、農地法第 3 条第 2 項の規定に関して、①か

ら④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は約200m、必要な農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。また、労働力は本人1人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

5番、6番は、譲受人が同じ案件ですので、合わせて説明させていただきます。5番、6番は、経営拡大のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は、5番、6番とも約500m、必要な農機具は、田植機、コンバイン、トラクター、乾燥機を各1台所有しています。また、労働力は本人と妻の2人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は本人の要望で非公開となっています。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について3番 青藤委員、2番、3番の案件について30番 福田委員、4番の案件について1番 小林委員、5番、6番の案件について11番 山本委員 それぞれお願いします。

3番 青藤 治道君

3番 青藤です。1番案件について説明します。まず申請場所ですが、安来市田頼町地内にあります。ここに至るにはローソン田頼店前の県道広瀬荒島線の交差点より県道を広瀬方面に約300m行きますと県道にかかる田中前橋に至ります。この橋から市道に接し、これを100m余り行きますと譲受人宅に至ります。申請農地は2筆で譲受人宅前の進入路の両側に分かれて位置しています。この2筆の農地は登記、現況共に畑でございます。この農地の移動は贈与ですが、譲渡人と譲受人は兄弟であり、共に温厚な人柄であります。譲受人の農業の経営状況は、先程の事務局の説明のとおりであります。譲受人は以前から夫婦2人で水稻と野菜を意欲的に耕作しておられます。次に下限面積要件につきましては、譲受人の以前からの経営面積が4,566㎡であります。そしてこの度の取得予定面積が2筆合計で446㎡です。これらを合わせますと5,012㎡となり、要件は満たすこととなります。また、この2筆の農地は付近の農地とは孤立した場所にあり、将来担い手等への農地集積・集約化に影響を及ぼすことはないものと考えます。以上で私の説明を終わります。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

30番 福田 渉君

30番 福田です。2番案件と3番案件は交換ですので合わせて説明します。場所ですが、国道9号線より吉佐第2踏切を入り右に約100m行った右の場所です。理由としては、市道吉佐町内改良区工事の道路の拡幅に伴い、業者の残地が不成形となったため耕作不便となり、そのため交換するものでありますので周囲の農地に悪影響を及ぼすことはないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

1番 小林 智弘君

1番 小林です。4番案件について場所の説明を行います。所在地は伯太町上小竹です。伯太庁舎の前、安来伯太日南線を日南町方面に約10km行きまして、赤屋の三叉路がありますが、それを左折して小竹方面に約4km行って北西に約300m、この4km行った所でそれ以降は車が通りませんので、歩いて約300m行った所が上小竹955番1と955番2でございます。もう1つの874番9ですが、これは赤屋の三叉路から4km行った所から上側に向かって約500m行った道路の左側が申請地です。譲受人は意欲的に農業に取り組んでおられます。耕作面積は申請書に書いてある通り26,670㎡です。譲渡人と譲受人はいとご同士に当たります。譲渡人はこの度お父さんが亡くなられて、相続されたのですが土地の管理ができないということでこの度譲受人が引き受けることになりました。問題はないと考えております。委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

11番 山本 朝来君

11番 山本です。5番6番案件を合わせて説明します。場所ですが、情報科学高校バス停を能義神社

に向かって約200m行きますと三叉路に突き当たります。それを右折して、三叉路に突き当たりますのでそれを左折、さらに約200m行った所が申請場所です。90番1というのが飯梨川に向かって右側、63番1というのが向かって左側に位置しています。家の両側にある耕作地ですので他の耕作者に迷惑をかけることはありませんので、特に問題ないと考えます。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第4 議第133号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

4ページをご覧ください。議第133号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。5ページに案件の内容、6ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件で 賃借権設定 に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番の農地の区分ですが、申請地は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又は、これに準ずる事業で、昭和60年に完了した 清水・早田 圃場整備事業 の施行区域内にある農地であることから、第1種農地の要件に該当すると同時に、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地の要件にも該当する農地であると判断します。申請地は、農用地区域外農地ですが、農用地区域外にある農地で第1種農地の要件に該当していても同時に第2種農地の要件に該当していれば第2種農地に区分されることから第2種農地と判断します。転用目的は、店舗駐車場及び進入路で、権利の設定は賃借権の設定です。転用事業者は、コンビニ業を営んでいますが、店舗の利用者が多くあり、駐車場が不足していました。また、店舗は国道9号線沿いにあり、交通量が多く店舗への出入りのために周辺の交通環境に悪影響を与えていました。そこで、車9台分の駐車場を確保し、交通環境を改善させるために国道に接続している県道から出入りできる進入路を設ける計画をたてました。申請地は、唯一、県道と店舗の両方に 隣接している土地であり、所有者の同意も得られたことから申請地を店舗駐車場及び進入路として利用するものです。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、賃借料が年156万円です。以上です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 2番 安松委員、お願いします。

2番 安松 智君

2番 安松です。1番案件の場所の説明をします。6ページの位置図をご覧ください。図中真ん中上から右下に通っている道路が国道9号線で、JR安来駅から米子方面に約3.7km行った所が図中央部分の、清水入口交差点です。その交差点を右折し清水方面へ行ってすぐの所の貸事務所の後ろが申請場所です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：田中 通夫君

次に現地調査6班の調査報告を34番 渡邊憲治委員お願いします。

34番 渡邊 憲治君

34番 渡邊です。1番案件につき先週17日に行った調査結果を報告いたします。今月の調査班は6班で齋藤委員、福田委員、秋間委員、青藤委員、私、渡邊と事務局から竹内局長、細田主査の7名で行いました。現地では地元委員の安松委員、富田委員から説明を受けました。転用目的及び用途については、申請地を造成、舗装をして隣接する店舗への駐車場、進入路を確保するため、来客用9台の駐車場、自動車が安全に余裕を持ってすれ違える進入路で、申請地全体を必要とのことでした。工事については南方向、農地側にメッシュフェンスを設置して、土砂等が周辺農地、水路に流出しないように注意を払い、路面は南側より10cmの勾配を取って舗装をし、雨水は北東方向にある既存の水路へ排水します。また、申請地上に建築物はないため汚水の発生はありません。周辺が譲渡人の土地であること、安来市土地改良区の意見書などすべての書類が添付されており、調査班全員が許可妥当と判断しました。委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議長：田中 通夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第5 議第134号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、14番 根來委員、31番 岡田委員の退席を求めます。

議長：田中 通夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

7ページをご覧ください。議第134号 農用地利用集積計画の決定について 上記のことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。別紙資料1の1ページをご覧ください。計画要請につきましては、下段の表の 利用集積計画件数、面積の欄をご覧ください。今月は、賃借権が259件で295,953㎡、使用貸借が24件で27,988㎡、全体で283件 総面積が 323,941㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明が

あります。

農林振興課：仙田 美浩君

農林振興課の仙田です。今月の利用集積計画案の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。また、農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長：田中 通夫君

質疑に入ります。質問のある方はご発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、14番 根來委員、31番 岡田委員の退席を解除します。

議長：田中 通夫君

日程第6 議第135号 下限面積の設定について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

議第135号 下限面積（別段の面積）の設定について 上記のことについて、別紙のとおり農地法第3条第2項第5号の規定により審議を求めるものです。10ページをご覧ください。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できるようになりました。農業委員会の適正な事務実施について（20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。このため、今年度の下限面積（別段の面積）の設定について以下のとおり提案いたします。方針 現行の下限面積（別段の面積）50アールの変更は行わない。理由 農地法施行規則第17条の適用について 昨年、中山間地域及び山間部では、農地の維持ができないなど下限面積変更 の検討をという意見もありましたが、平成28年度農家台帳で、管内の農家で50アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の4割以下の34.07%と以前低い数値であるためです。また、中山間地域及び山間部においても、法人、認定農業者、営農組合等の 担い手の育成が進められ、地域の農地を守る体制が整えられつつあるためです。なお、今後につきましては、毎年行う農地利用状況を更に分析したうえで検討します。以上です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。それでは只今から質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

32番 吉村 正君

議長。

議長：田中 通夫君

32番 吉村委員。

3 2 番 吉村 正君

吉村です。検討をかねてより申し上げておりましたので、この議案の中に最後に利用状況調査をしてという文言を尊重したいと思いますが、台帳はそもそも登記上の面積での単純な計算、数値だというふうに思っておりますので、今後の検討の中には実際の耕作面積等を調べて、地区ごとの出し方、比較をさせていただいて全体ではなく一部でも認めるといような方向でさらに検討いただきたいと思います。周辺の中山間地を含む行政区域でも、すでに実施している自治体もありますし、実用にあった検討をお願いしたいと思います。狙いは分散化の防止もありますが、遊休農地の解消、事前防止ということもありますので、加味して引き続き検討いただきたいと思いますという意見です。

議長：田中 通夫君

他に質疑はありますか。

2 番 安松委員。

議長。

議長：田中 通夫君

2 番 安松委員。

2 番 安松 智君

2 番 安松です。質問ですが、2割以下の34.07という数値ですけど、これは全体を見られたのか、あるいは部分的に旧町村単位でも見られたのか確認させていただきたいと思います。

事務局 細田 正樹君

農家台帳で全体を見て算定した数字がこの34.07%という数値です。

2 番 安松 智君

旧町村単位くらいの検討を全くされていないのか、あるいは検討されたうえで出されたのかということを確認させていただきたいのです。というのは、県内いろいろな別段面積を見てみますと、全体で実施している市町村はそんなに多くありません。ほとんどが旧町村単位くらいで別段面積を設定しているのが実情ですので、考慮に入れて検討をするべきじゃないかと思っております。先程吉村委員さんも言われました農地利用状況調査の結果を見ながらさらに分析等されるということですけども、そういったエリアの設定についても合わせてご検討いただきたいと思っております。以上です。

議長：田中 通夫君

ただ今、お2人からご意見、ご要望がありましたが、この50aについて、不都合だということではないでしょうか。吉村委員さん。

3 2 番 吉村 正君

不都合であろうという観点から変更をお願いしたもので、今回のものに関しましては冒頭申し上げたように、今後利用状況等調査をしていくということですから尊重させていただきたいと思っておりますので、要望を加えさせていただきました。先程、安松委員が言われましたように旧村、旧地区単位で計算してみてもらうと比較ができるのではと思います。台帳から単純に届出の面積の比較は出ると思うので、参考程度に出してもらいたいと思います。

事務局 竹内 章二君

そのことについては一覧表がありますので、全員協議会の最後に計算してご報告いたします。

35番 齋藤 哲君

35番 齋藤です。農地委員として発言させていただきます。この下限面積と非農地については、農地委員会で幾度も討議しまして、下限面積につきましては、いつだったか定かではないですが、委員会で報告して承認をいただいているところです。その中で全体をひっくりめめた面積を中で判定したわけではなくて、旧町村の中で1つ1つを掘り出して数字も含めて検討して農地委員会では下限面積50aは現状ではいいのではないかと判断しています。島根県においては10aとか5aとか、市町村によってはあるかもしれませんが、そういう検討を農地委員会から委員会報告をしていると思いますが、そのところも確認したうえで報告をしていただきたいと思います。吉村委員さんも何度も同じような質問をされました。それから安松委員さんが質問された中で、伯太は5つか6つの町村で出して、%も出して検討しているということをご理解いただきたいと思います。

議長：田中 通夫君

他にはございませんか。いろいろご意見や今後の対応については、ご要望もございましたが、これで質疑を打ち切りまして採決をいたしたいと思いますがよろしいですか。

議長：田中 通夫君

それでは質疑がないようですので採決いたします。提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第7 報第141号 農地法第18条の規程による通知について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

11ページをご覧ください。報第141号 農地法第18条の規定による通知について 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。続いて12ページから13ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については5件で、全て農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約が3件と農地法による賃貸借の解約が2件です。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第8 報第142号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

14ページをご覧ください。報第142号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について 上記のことについて、別紙のとおり廃土処理の届出書の提出がありましたので報告するものです。今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は1件です。

上山佐境谷地内配水管改良工事によるもので、期間は、既に着手し、完了となりますが、平成28年12月19日から平成29年3月21日までとなっています。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：田中 通夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第33回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後2時50分)